

しんきんインターネットバンキング 税金・各種料金の払込みサービス利用規定

第1条 税金・各種料金の払込みサービス

1. しんきんインターネットバンキングの利用資格者で、本規定を承認した方のうち当金庫が適当と認めた日本国内に居住する個人の方を料金払込みサービスの利用資格者とします。
2. お客様は、本規定の内容を理解したうえで、自らの判断と責任において、料金払込みサービスを利用するものとします。

第2条 本人確認

1. 料金払込みサービスの本人確認手続

- (1) お客様が料金払込みサービスを利用するにあたっては、端末より利用者番号およびログインパスワードを当金庫宛送信してください。当金庫が認識した利用者番号およびログインパスワードが、当金庫で管理している利用者番号およびあらかじめお客様が当金庫宛に登録しているログインパスワードと一致した場合、当金庫はお客様ご本人の利用とみなします。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したときは、「利用者番号」、「ログインパスワード」につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

第3条 料金払込みサービスの取引

1. 取引の内容

料金払込みサービスとは、端末を用いたお客様からの依頼に基づき、収納機関に対する各種料金の照会、支払指定口座から指定の金額の引落とし、または収納機関に対する各種料金の支払いとして当該引落金を払込むサービスをいいます。

2. 料金払込みサービスの依頼方法

料金払込みサービスの依頼を行う際には、支払指定口座を選択したうえで、所定事項を所定の手順に従って当金庫に送信してください。

3. 料金払込みサービスの依頼の確認

- (1) 第2条第1項所定の本人確認手続の結果、当金庫がお客様ご本人からの依頼と認め、お客様から料金払込みサービスの依頼を受信した場合には、当金庫は受信した依頼内容をお客様が依頼に用いた端末に返信します。
- (2) お客様は、前号に基づき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認用パスワードを入力の上所定の手続きに従って当金庫に送信してください。依頼内容を取り消す場合は、所定の手続きに従って当該依頼内容を取消してください。

4. 料金払込みサービスの依頼に基づく契約の成立

- (1) 前項の確認用パスワードが当金庫に到達し、かつ当金庫が受信した確認用パスワードが当金庫が管理している確認用パスワードと一致した場合には、お客様ご本人からの料金払込みサービスの依頼に基づく契約が成立するものとし、当金庫は料金払込みサービスの取引を行います。ただし、本条第5項の各号に該当する場合には、契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。
- (2) 当金庫は、料金払込みサービスの依頼を受付けた後、受付けた旨をお客様が依頼に用いた端末に返信しますので、当金庫への依頼の確認の送信後に確認してください。
- (3) 料金払込みサービスの依頼に基づく契約の成立後に料金払込みサービスの依頼の取消・変更はできません。

5. 契約の不成立

以下の場合には、当該依頼に基づく契約は不成立となります。また、この場合は、次項に定

める場合を除き、当金庫はお客様に対して特に通知しませんので、次項の定めに従ってお客様ご自身で契約の成否を確認してください。この取扱いにより、当金庫に手数料、費用等の損害が生じた場合には、全てお客様の負担とします。

また、この取扱いにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当金庫の責に帰すべき場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

- (1) 取引金額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。なお、契約が不成立となった後、支払指定口座への入金等により支払指定口座の支払可能残高が取引金額に達した場合でも、引落しは行われず、契約は不成立のままとなります。
- (2) 支払指定口座が解約済みのとき。
- (3) お客様より支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きをとったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
- (5) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (6) 当金庫、または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (7) その他、契約を不成立とすることが適当であると当金庫が判断する事由があるとき。

6. 取引内容の確認

料金払込みサービスの取引後は、お客様は料金払込みサービスの取引履歴照会にて、必ず取引内容を確認してください。

また、適宜、しんきんインターネットバンキングの入出金明細照会を行うか、普通預金通帳、貯蓄預金通帳等への記入により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に疑義がある場合、直ちにその旨を取引店に連絡してください。

なお、取引内容、残高に疑義がある場合には、当金庫における電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。

7. 料金払込みサービスのご利用限度額

料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は当金庫所定の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様へ事前に通知することなく変更する場合があります。

8. 払込み金額の引落し

当金庫は、料金払込みサービスの取引金額を、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、当座勘定規定または当座勘定貸越約定書にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカード、または当座小切手の提出を受けることなく、支払指定口座より引き落とします。

9. 領収書の発行

当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。

10. 収納等に関する照会

収納機関の請求内容および収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合せください。

11. 取扱時間

料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。

なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

12. 利用の停止・取消し等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には、料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となることがあります。

第4条 規定の変更

1. 当金庫は、次に掲げる場合には、この「しんきんインターネットバンキング税金・各種料金の払込みサービス利用規定」（以下「本規定」といいます。）の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意をすることなく、契約の内容を変更することができます。
 - (1) 本規定の変更が、お客様の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
3. 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。
4. 当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上

北おおさか信用金庫
(2020年10月1日改正)